

消食表第191号
令和元年5月7日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

改元に伴う食品表示基準の規定に基づく期限表示等の取扱いについて

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に基づく期限表示等については、「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月1日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）に示された考え方にに基づき、下記のとおり取り扱うこととするので、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いします。

記

1. 食品表示基準関係

平成31年4月30日までに製造され、加工され、又は輸入される食品の消費期限又は賞味期限の表示については、当該期限の到来が改元後であっても「平成」の元号を使用しても差し支えない。ただし、改元日以降に製造等を行った食品については、新元号である「令和」により表示するか、西暦で表示すること。

また、改元日以降に、期限表示が「平成」の元号で流通している食品については、製造等を行った時点では適正な表示であることから、申合せ2.（2）記載のとおり、変更は要しない。

2. 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全

性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）関係

同府令第 2 条の規定に基づく別記様式第 1 号（収去証）の様式中の「平成」表記の取扱いについても、申合せ 2.（2）記載の対応によるものとする。

3. 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）関係

同府令第 18 条の規定に基づく様式第 9 号（収去証）の様式中の「平成」表記の取扱いについても、申合せ 2.（2）記載の対応によるものとする。